

第12期 東京地方労働審議会
第2回 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会

議事要旨

- 1 開催日時 令和6年6月24日（月）午前10時～午前11時28分
- 2 出席状況 公益代表委員 3名
家内労働者代表委員 3名
委託者代表委員 3名
- 3 議題
 - (1) 最低工賃の金額審議
 - (2) その他
- 4 議事要旨
 - (1) 最低工賃の金額審議
 - ・ 下記①②のいずれか高い方を改正金額とするとの改正案が全会一致で議決された。
 - ① 東京都最低賃金の引上げ率を考慮するため、平成21年に東京都婦人既製洋服製造業最低工賃を改正した当時の東京都最低賃金 766 円と現在の東京都最低賃金 1,113 円を比較したところ、45.3%の引上げとなっていることから、原則として、一律45.3%引上げ、円未満切上げとする。
 - ② 隣県の類似の最低工賃を考慮するため、現在の東京都最低賃金1,113円と埼玉県最低賃金1,028円を比較したところ、東京都最低賃金が8.3%高くなっていることから、埼玉県縫製業最低工賃と類似の工程・規格については、埼玉県縫製業最低工賃を一律8.3%引上げ、円未満切上げとする。
 - ・ 部会長から東京地方労働審議会会長への報告文が議決された。
 - ・ 東京地方労働審議会会長から東京労働局長への答申文が議決され、部会長から労働基準部長に手交された。
 - (2) その他
 - ・ 今後の改正最低工賃発効までの日程について確認を行った。